

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

当社は、リース事業を通じて取引先の経営効率化、ESG・SDGs、DXへの取り組みを支援し、地域社会の発展に貢献し続けます。

## 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

## 3. その他（任意記載）

当社は、新潟県内最大の金融・情報サービスグループである株式会社第四北越フィナンシャルグループのグループ企業として、「地域社会の発展に貢献し続ける」という経営理念のもと、グループ総合力の発揮を通じて、サプライチェーン全体での付加価値向上や、環境・社会問題の解決に積極的に取り組み、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

2022年 4月 4日

(2023年 6月 20日 代表者変更による更新)

(2024年 6月 7日 更新)

(2024年 11月 21日 更新)

(2025年 6月 19日 代表者変更による更新)

(2026年 1月 1日 更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

第四北越リース株式会社 代表取締役 田邊 正明